



国自総第177号
国自旅第99号
平成29年7月31日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省
自動車局長



精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引等について

標記について、総合政策局長より別添のとおり協力依頼がありました。

つきましては、貴協会（連合会）傘下の会員に対して、精神障害者割引の実施状況等について周知いただくとともに、精神障害者についても身体障害者等を対象として実施している各種運賃割引等の適用の対象とすることについて、改めてご検討いただきますよう理解と協力をお願い致します。

国総安政第31号

平成29年 6月29日

自動車局長 殿

総合政策局長

(押印省略)

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について（依頼）

今般、精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の実施状況について、別添のとおり取りまとめを行った。この結果、割引を実施している事業者は増加傾向にあるが、依然として半数以上の事業者が未実施の状況となっている。

障害者権利条約の締結等の環境変化も見られる中、精神障害者に対しても、身体障害者及び知的障害者と同様に公共交通機関の運賃割引制度の適用対象とするよう、障害者団体等からの度重なる要請があり、国会においても、繰り返し取り上げられるなど、多くの声が寄せられている。

こうした状況を踏まえ、精神障害者への運賃割引等の実施については、貴職におかれては、精神障害者割引の実施状況等について関係事業者等に幅広く周知するとともに、精神障害者についても身体障害者等を対象として実施している各種運賃割引等の適用の対象とすることについて、改めて理解と協力を求めるなど、所要の措置を講じられたい。

(別添)

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の実施状況

平成29年4月1日現在

	公営事業者		民営事業者		計		導入率
	導入事業者	総事業者	導入事業者	総事業者	導入事業者	総事業者	
鉄軌道事業	12者	12者	69者	165者	81者	177者	45.8%
乗合バス事業 (平成29年3月31日現在)	22者	25者	773者	2,242者	795者	2,267者	35.1%
旅客船事業	20者	60者	64者	337者	84者	397者	21.2%

	法人(※1)		個人		計		導入率
	導入事業者	総事業者	導入事業者	総事業者	導入事業者	総事業者	
タクシー事業 (平成29年3月31日現在)	2,855者	—	18,368者	—	21,223者	—	42.8% (※2)

※1 タクシー事業の法人事業者数は、福祉限定事業者も含まれる。

※2 タクシーの導入率については、平成28年3月31日現在の数字である。

(参考) 割引導入事業者数

平成18年4月1日現在

	公営事業者	民営事業者	計
鉄軌道事業	12者	30者	42者
乗合バス事業	27者	115者	142者
旅客船事業	0者	2者	2者

	法人	個人	計
タクシー事業	570者	558者	1,128者

※タクシー事業の法人事業者数には、福祉限定事業者も含まれる。

※乗合バス事業、タクシー事業については、平成18年3月31日現在の数字である。

精神障害者保健福祉手帳制度の概要

1. 概 要

一定の精神障害の状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的としている。

根拠：精神保健福祉法第 45 条

2. 交付対象者

次の精神障害の状態にあると認められた者に交付する。

精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断し、次の 3 等級とする。

1 級：精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2 級：精神障害であって、日常生活が著しく制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3 級：精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

3. 交付申請手続き

その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。）の市区町村を經由して、都道府県知事に申請する。

手帳の有効期限は交付日から 2 年が経過する日の属する月の末日となっており、2 年ごとに、障害等級に定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

4. 交付者数（平成 27 年度末現在）

863,649 人

（1 級：112,347 人、2 級：519,356 人、3 級：231,946 人）